

## 第6回加賀市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 決定事項等

日時 令和2年4月6日 9時15分～

### ○決定事項

1 3月2日（月）から3月24日（火）まで一斉臨時休業し、引き続き3月25日（水）から4月5日（日）まで春休み期間であった市内小中学校について、文部科学省の「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン（令和2年4月1日改訂版）」に基づき、4月6日（月）から再開した。

2 4月20日以後のイベント等の中止、延期等の方針について

現在、本市の区域では、感染者が確認されていないことを考慮し、本市が主催するイベント等については、

- ① 「3つの密」を回避することができない場合は中止又は延期する
- ② // を回避できる場合は実施することとする。

なお、この方針は、今後の感染者数の推移を踏まえて見直す場合がある。

3 職員の感染防止について

① 東京都など13都道府県等への出張、訪問の自粛について

石川県は、4月1日の新型コロナウイルス対策本部会議で、県民に向けて、感染者数が50人を超えた東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県、京都府、愛知県、北海道への不要不急の出張、訪問を自粛するよう呼びかけている。

これを踏まえ、これらの都道府県に、4月2日から4月5日までの間に感染者数が50人を超えとなった福岡県、茨城県、福井県、岐阜県の4県を加えた13都道府県について、職員においては当面の間、出張、訪問は自粛し、必要な用務はテレビ会議、メール、電話等の活用などにより対応する。

避けることができない事由によりこれらの都道府県に出張等しなければならない場合は、出張等中の感染防止対策を十分に行うとともに、帰庁後少なくとも2週間はマスクの着用を徹底する。

また、金沢市保健所及び石川中央保健福祉センター管内（金沢市、白山市ほか）でも感染者数が増加していることから、上記に準じた対応とする。

② 毎日の体温計測等による身体状態の観察と記録について

新型コロナウイルスに感染したか否かの適切な診断と感染拡大防止のため、毎日、出勤前の家庭での体温の計測と記録を行うとともに、発熱が認められる場合は出勤しないこととする。

③ 職場における「3つの密」の回避について

職場におけるこまめな換気に努めるとともに、市民等の来客や職員との近距離での会話を可能な限り避け、マスクを着用する。

4 職場の業務継続計画の再確認について

万一、職場での感染が確認された場合の業務の継続についての本年2月に作成した計画を再確認し、シミュレーションを行う。